

特記仕様書

施工条件	大学行事に影響の無い日とします。別途協議します。
現場確認等	現場確認可能です。
発生材の処理	全て、学外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告すること。マニフェスト等を確認することがあります。
提出書類: 工事完成写真	着手前—施工中—施工後(完成)の状況を撮影記録すること。 搬出撤去物、搬入設置物を撮影記録すること。 ※写真はデジタルカメラで撮影したものを、各工程、搬入物ごとに、説明文とともに普通紙(A4用紙1枚につき写真3枚程度まで)に、プリントして提出のこと。
養生その他	工事施工中に、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共在来にならい補修する。
事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。
特記事項	<p>1 特記事項</p> <p>(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。</p> <p>ア 断固として不当介入を拒否すること。</p> <p>イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。</p> <p>ウ 契約事務担当所属に報告すること。</p> <p>エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。</p> <p>(2) 発注者は、受注者が前項イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。</p>